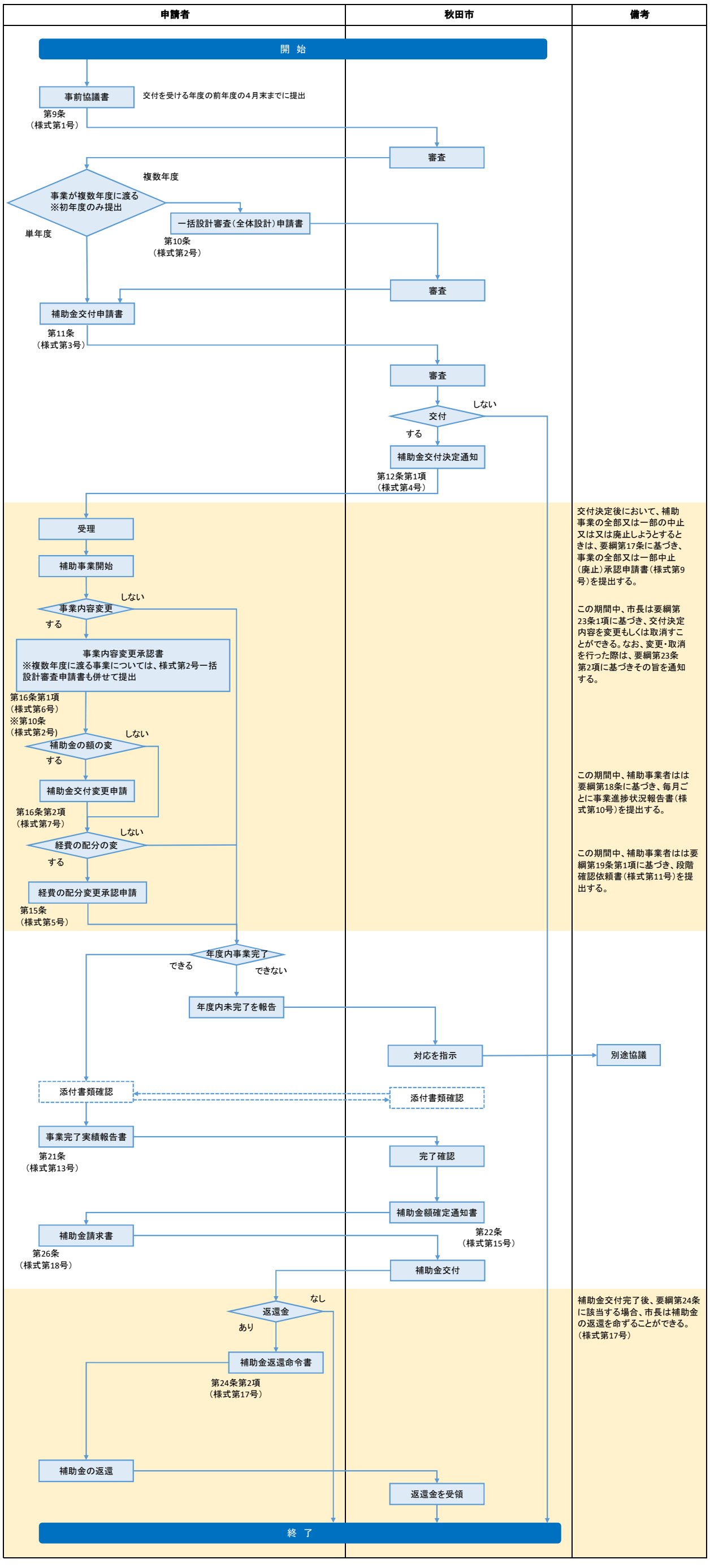
申請者
秋田市
備考
開 始
事前協議書
交付を受ける年度の前年度の4月末までに提出
第9条
（様式第1号）
審査
複数年度
事業が複数年度に渡る
※初年度のみ提出
単年度
一括設計審査（全体設計）申請書
第10条
（様式第2号）
審査
補助金交付申請書
第11条
（様式第3号）
審査
しない
交付
する
補助金交付決定通知
第12条第1項
（様式第4号）
受理
補助事業開始
しない
事業内容変更
する
事業内容変更承認書
※複数年度に渡る事業については、様式第2号一括設計審査申請書も併せて提出
第16条第1項
（様式第6号）
※第10条
（様式第2号）
しない
補助金の額の変
する
補助金交付変更申請
第16条第2項
（様式第7号）
しない
経費の配分の変
する
経費の配分変更承認申請
第15条
（様式第5号）
交付決定後において、補助事業の全部又は一部の中止又は又は廃止しようとするときは、要綱第17条に基づき、事業の全部又は一部中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を提出する。
この期間中、市長は要綱第23条1項に基づき、交付決定内容を変更もしくは取消すことができる。なお、変更・取消を行った際は、要綱第23条第2項に基づきその旨を通知する。
この期間中、補助事業者はは要綱第18条に基づき、毎月ごとに事業進捗状況報告書（様式第10号）を提出する。
この期間中、補助事業者はは要綱第19条第1項に基づき、段階確認依頼書（様式第11号）を提出する。
年度内事業完了
できる
できない
年度内未完了を報告
対応を指示
別途協議
添付書類確認
添付書類確認
事業完了実績報告書
第21条
（様式第13号）
完了確認
補助金額確定通知書
第22条
（様式第15号）
補助金請求書
第26条
（様式第18号）
補助金交付
なし
返還金
あり
補助金返還命令書
第24条第2項
（様式第17号）
補助金交付完了後、要綱第24条に該当する場合、市長は補助金の返還を命ずることができる。
（様式第17号）
補助金の返還
返還金を受領
終 了